

令和5年3月28日

ひたちなか市議会

議長 大谷 隆 殿

議会運営委員会

委員長 大内 健 寿

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

記

1. 議案番号及び件名

議案第62号 ひたちなか市議会委員会条例の一部を改正する条例制定
について

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市議会委員会条例の一部を改正する条例

ひたちなか市議会委員会条例（平成6年条例第159号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号ア中「福祉部」を「保健福祉部」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 子ども部の所管に属する事項

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前のひたちなか市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づき文教福祉委員会の委員長、副委員長及び委員の職にある者は、引き続きそれぞれ改正後のひたちなか市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づき文教福祉委員会の委員長、副委員長及び委員の職にあるものとし、その任期は、改正後の第5条の規定にかかわらず、改正前の条例の規定に基づく選任の日から起算する。

3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第2条第2項第2号の規定による文教福祉委員会に付議されている事件がある場合には、当該事件は、改正後の条例第2条第2項第2号の規定による文教福祉委員会に付議されたものとみなす。

4 この条例の施行前に改正前の条例第2条第2項第2号の規定による文教福祉委員会によりなされた決定、手続その他の行為は、改正後の条例第2条第2項第2号の規定による文教福祉委員会によりなされた決定、手続その他の行為とみなす。